

地方行政ガバナンス改革プログラムとしての「地方創生」  
宮川 裕二（法政大学大学院公共政策研究科博士後期課程）

「地方創生」は、安倍政権によって 2014 年から推進されている、「急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していく」（まち・ひと・しごと創生法第1条）ことをうたう一連の政策である。それは子育て支援から地方移住推進まで、そのような目的に適合と見做された多種多様な施策メニューがパッケージ化された政策であるが、本報告はその全体を分析対象とするのではなく、その実施スキームに注目したい。

「地方創生」に関して地方公共団体は、「国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」（同法第4条）と定められている。それゆえ全国の地方公共団体の首長からは、国が地方公共団体に法律で一律に「地方創生」に取り組むべきとしていることに「中央集権的な手法を感じる」との指摘があがる一方で、むしろ「一極集中の是正は国にしかできない」にもかかわらず、「地方の自主性を強調」することで内容を地方に「丸投げ」している、国は「無責任さを露呈している」と、そのある種分権的な様相への批判も散見されるところとなっている。

しかし報告者には、この実施スキームが集権的か分権的かという評価軸は、「地方創生」が置いている政策射程の一部しか問題化しえないように思われる。というのは、結論を先取りすれば、「地方創生」とは人口減少や地域産業問題等への対応であるのみならず、地方行政ガバナンス改革—国家レベルでの地方行政体制の再構築と地方レベルでの「主体」形成に関わる一体改革—のためのプログラムであって、このことは「集権-分権」軸で記述することができないからである。

本報告では、統治性研究（governmentality studies）で蓄積されてきたガバナンス／ガバナンス理論の研究を手掛かりとして、「地方創生」の実施スキームが「集権化／分権化」「垂直的統治／水平的統治」という二分法では語れない要素を持つガバナンス構造を備えたものであることを明らかにし、その上で、現在政府が推進している国土および地方行政体制の再編プランを踏まえて、「地方創生」が地方行政ガバナンス改革に整合的なプログラムとなっていることを論じたい。